

○国土交通省告示第千三百五十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

「改正 令和四年三月十六日 国土交通省告示第三百四十七号」

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表

(い) 点検項目

(ろ) 点検方法

(は) 判定基準

			地盤及び敷地	一
(四)	(三)	(二)	(一)	
擁壁	塀	敷地	地盤	
擁壁の劣化及び損	況 劣化及び損傷の状 況 劣化及び損傷の状	組積造の塀又は補 強コンクリートブ ロック造の塀等の	敷地内の排水の状 況	地盤沈下等による 不陸、傾斜等の状
必要に応じて双眼鏡		目視、下げ振り等に より確認する。	目視により確認す る。	目視により確認す る。
著しい傾斜若しくはひび	と。	著しいひび割れ、破損又 は傾斜が生じているこ	排水管の詰まりによる汚 水のあふれ等により衛生 上問題があること。	建築物周辺に陥没があり 、安全性を著しく損ねて いること。

外部物の建築二			
(一)	(五)		
基礎			
基 礎 の 沈 下 等 の 状 況	擁 壁 の 水 抜 き パイ プ の 維 持 保 全 の 状 況		傷 の 状 況
る。 具合等により確認す る。	、手の届く範囲は必 要に応じて鉄筋棒等 を挿入し確認する。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認するとともに 地盤沈下に伴う著しいひ び割れがあること又は建 具開閉等に支障があるこ と。	等を使用し目視によ り確認する。 割れがあること又は目地 部より土砂が流出してい ること。

(五)	(四)	(三) 土台（木造 に限る。）	(二)
外壁 躯体等			
木造の外壁 躯体の	傷の状況 土台の劣化及び損 傷の状況	土台の沈下等の状 況	基礎の劣化及び損 傷の状況
必要に応じて双眼鏡	確認する。 目視及び手の届く範 囲をテストハンマー による打診等により	目視及び建具の開閉 具合等により確認す る。	目視により確認す る。
木材に著しい腐朽、損傷	び、腐食等があること。 又は緊結金物に著しいさ 若しくは虫害があること 木材に著しい腐朽、損傷	土台にたわみ、傾斜等が あること又は建具開閉等 に支障があること。	基礎石にずれがあること又 はコンクリート面に鉄筋 露出若しくは著しいひび 割れ、欠損等があるこ と。

(八)	(七)	(六)	
-----	-----	-----	--

劣化及び損傷の状況	状況	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	等を使用し目視により確認する。
状況 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況 の状況 り確認する。	傷の状況 補強コンクリート ブロック造の外壁 躯体の劣化及び損傷の状況 等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	若しくは虫害があること又は繫結金物に著しいさび、腐食等があること。 れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
等を使用し目視によ り確認する。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	

(十)	(九)
-----	-----

等 外装仕 上げ材	鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造の外 壁躯体の劣化及び 損傷の状況	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。	コンクリート面に鉄筋露 出又は著しい白華、ひび 割れ、欠損等があるこ と。
タイル、石貼り等（ 乾式工法によるも のを除く。）、モ ルタル等の劣化及 び損傷の状況	開口隅部、水平打継 部、斜壁部等のうち 手の届く範囲をテス トハンマーによる打 診等（無人航空機に よる赤外線調査であ つて、テストハンマ ーによる打診と同等 以上の精度を有する	外壁タイル等に剥落等が あること又は著しい白華 、ひび割れ、浮き等があ ること。	コンクリート面に鉄筋露 出又は著しい白華、ひび 割れ、欠損等があるこ と。

の項において同じ。)により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、全面打診等(落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下の項において同じ。)により確認する。ただし、竣工後、外

壁改修後又は全面改修等を実施した後十年を超えて、最初に実施する定期点検等にあつては、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
------	------	------	------

窓サッシ	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況		
サッシ等の劣化及び損傷の状況	コンクリート系パネル（帳ネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
必要に応じて双眼鏡	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
サッシ等の腐食又はネジ	さび汁を伴つたひび割れ、欠損等があること。	パネル面又は取合い部が著しいさび等により変形していること。	ひび割れ、欠損等があること。

三				
(一)	(十六)	(十五)		
屋上面				
	外壁に 繫結さ れた広 告板、 空調室 外機等	機器本体の劣化及 び損傷の状況	機器本体の劣化及 び損傷の状況	シ等 び損傷の状況
屋上面の劣化及び	支持部分等の劣化 及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。	等を使用し目視によ り確認する。
目視により確認す	マードによる打診等に より確認する。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認し又は手の届 く範囲をテストハン マーによる打診等に より確認する。	支持部分に繫結不良があ ること又は繫結金物に著 しいさび、腐食等がある こと。	機器本体に著しいさび又 は腐食があること。
歩行上危険なひび割れ若				等の緩みにより変形して いること。

				屋上及び屋根
(四)	(三)	(二)		
		屋上回り(屋上を除く。)		
金属笠木の劣化及び損傷の状況	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	損傷の状況
より確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	る。
木接合部に緩みがあり部	笠木に著しいさび若しくは腐食があること又は笠	と。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。

(七)	(六)	(五)	
塔設備、広作物（冷却	機器及び工作物（冷却	屋根	
及び損傷の状況	機器、工作物本体及び接合部の劣化	屋根の劣化及び損傷の状況	排水溝（ドレンを含む。）の劣化及び損傷の状況
より確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。
根との接合部に著しいさ	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋	屋根ふき材に割れ、さび若しくは腐食があること又は繫結金物に著しい腐食等があること。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。

分的に変形していること。

内 物 の 建 築 四			
(一)		(八)	
防 火 区 画		告 塔 等)	
周 部	画 の 外	支持部分等の劣化 及び損傷の状況	
及 び 損 傷 の 状 況	延 燒 の おそれのあ る部分及び外壁で る。	支持部分に繫結不良若し くは繫結金物に著しい腐 食等又はコンクリート基 礎等に著しいひび割れ、 欠損等があること。	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。
及 び 損 傷 の 状 況	開 口 部 に 設 け ら れ た 防 火 設 備 の 劣 化	開 口 部 に 設 け ら れ た 防 火 設 備 に 損 傷 が あ る こ と。	び、腐食等があること。

(四)	(三)	(二)
損傷の状況	損傷の状況	損傷の状況
補強コンクリート ブロック造の壁の 室内に面する部分 の躯体の劣化及び 損傷の状況	組積造の壁の室内 に面する部分の躯 体の劣化及び損傷 の状況	木造の壁の室内に 面する部分の躯体 の劣化及び損傷の 状況
等を使用し目視によ り確認する。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
と。 落があること又はブロッ ク積みに変位があるこ と。	目地モルタルに著しい欠 けがあること。	木材に著しい腐朽、損傷 若しくは虫害があること 又は緊結金物に著しいさ び、腐食等があること。

(七)	(六)	(五)
-----	-----	-----

又 は準 造の壁 耐火構	鐵骨造の壁の室内 に面する部分の躯 体の劣化及び損傷 の状況	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
傷の状況 部材の劣化及び損 傷の状況	鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造の壁 の室内に面する部 分の躯体の劣化及 び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
る。 目視により確認す る。	コンクリート面に鉄筋露 出又は著しい白華、ひび 割れ、欠損等があるこ と。	鋼材に著しいさび、腐食 等があること。
各部材又は接合部に穴又 は破損があること。		

(十)	(九)	(八)	
床			
	躯体等	～限る。る壁に構成する区画を（防火構成する壁）	耐火構
劣化及び損傷の状況	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	点検口等から目視により確認する。	
等があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	
鋼材に著しいさび、腐食			

(十二)

(十一)

構成する 構成する 区画を (防火 造の床 耐火構 又は準 造の床 耐火構	傷の状況 部材の劣化及び損 傷の状況 躯体の劣化及び損 傷の状況 鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造の床 況
る。 る。	目視により確認す る。 出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。 コンクリート面に鉄筋露 出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
は破損があること。 各部材又は接合部に穴又 は破損があること。	と。

(十四)		(十三)		天井	る床に 限り。
特定天	部分 面する	室内に 上げの する仕	必要と 必要と 材料を	料又は 準不燃 難燃材	~
特定天井の天井材			の仕上げの劣化及 び損傷の状況	室内に面する部分	
必要に応じて双眼鏡			等により確認する。 ハンマーによる打診 り確認し又はテスト	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。	
天井材に腐食、緩み、外			と。	室内に面する部分の仕上 げに浮き、たわみ等の劣 化若しくは損傷があるこ と又は剥落等があるこ	

(十六)	(十五)	
	防火設備（防火扉、防 火シャッターやその他こ れらに類するものに限 る。）	井の劣化及び損傷の状況
常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」とい う。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	等を使用し目視により確認する。
火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある。		目視により確認する。
常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。		防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること。

(十九)	(十八)	(十七)	
照明器具、			
照明器具、懸垂物	の状況 という。)の固定	常時閉鎖した状態 にある防火扉(以下「常閉防火扉」) とある。	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況
必要に応じて双眼鏡		目視により確認する。	目視により確認する。
照明器具又は懸垂物に著		常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。

(二十一)	(二十)	
居室の換気		懸垂物等
換気設備の作動の状況	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	等の落下防止対策の状況
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第二項の規定に基づく点	目視により確認する。	より確認する。
と。	防火設備の閉鎖に支障があること。	しいさび、腐食、緩み、変形等があること。

		(二十二)	
	材料 石綿等を添 加した建築		
の状況	吹付け石綿及び吹 付けロックウール でその含有する石 綿の重量が当該建 築材料の重量の○ ・一パーセントを 超えるものの劣化 の状況	吹付け石綿及び吹 付けロックウール でその含有する石 綿の重量が当該建 築材料の重量の○ ・一パーセントを 超えるものの劣化 の状況	検（以下「定期設備 点検」という。）の 記録がある場合にあ つては、当該記録に より確認することで 足りる。
		劣化状況調査の結果 を確認する。	三年以内に実施した 表面の毛羽立ち、纖維の くずれ、たれ下がり、下 地からの浮き、剥離等が あること又は三年以内に 劣化状況調査が行われて いないこと。

等施設避難				
(三)(二)(一)				(二十三)
バルコニー な 避難上有効	出入口	廊下		
手すり等の劣化及 び損傷の状況	物品の放置の状況	物品の放置の状況	損傷の状況	囲い込み又は封じ 込めによる飛散防 止措置の劣化及び 損傷の状況
より確認する。 マードによる打診等に	目視及びテストハン マーによる打診等に	る。 目視により確認す る。	目視により確認す る。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
著しいさび又は腐食があ ること。	物品が放置されているこ とにより扉等の開閉に支 障があること。	避難の支障となる物品が 放置されていること。	放置されていること。	石綿飛散防止剤又は囲い 込み材に亀裂、剥落等の 劣化又は損傷があるこ と。

(七)	(六)	(五)	(四)
階段			
階段			
物品の放置の状況 の確保の状況	避難器具の操作性	目視及び作動により確認する。	目視により確認する。
階段各部の劣化及び損傷の状況	物品の放置の状況	目視により確認する。	目視により確認する。
る。書等により確認する。	目視、触診、設計図	通行に支障となる物品が放置されていること。	避難ハッチが開閉できること又は避難器具が使用できないこと。
水層に損傷があること等	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材にさび又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防		避難に支障となる物品が放置されていること。

(九)	(八)	
-----	-----	--

備の作動の状況	特別避難階段	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況	により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。
場合にあつては、当備点検の記録がある	備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備	各階の主要な排煙設備の作動が確認する。	目視により確認する。	
		排煙設備が作動しないこと。	開放性が阻害されていること。	

(十三)	(十二)	(十一)	(十)	
等 設 備	排 煙			
防 煙 壁				
可動式防煙壁の作	損傷の状況	防煙壁の劣化及び	物品の放置の状況	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況
各階の主要な可動式	る。	目視により確認す	る。目視により確認す	目視及び作動により確認する。
可動式防煙壁が作動しな	形等があること。	防煙壁に亀裂、破損、変	バルコニー又は付室に物品が放置されているこ	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。

備 排 煙 設	動の状況
状況 排煙設備の作動の	防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。
各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認す	いこと。
ることで足りる。 該記録により確認す	と。 排煙設備が作動しないこ

(十七)	(十六)	(十五)
等 設 備	その 他の の進入	
非常用 の照 明 装 置	非常用 の進入口等	排煙口の維持保全 の状況
非常用の照明装置 の作動の状況	非常用の進入口等 の維持保全の状況	目視により確認する。 とともに、開閉を確認する。
各階の主要な非常用 の照明装置の作動を 確認する。ただし、 三年以内に実施した 定期設備点検の記録 がある場合にあっては、当該記録により	目視により確認する。	排煙口が開閉しないこと 又は物品により排煙に支障があること。
	非常用の照明装置が作動しないこと。	物品が放置され進入に支障があること。

		他 そ の 六	
(二)	(一)	(十八)	
	造等 な構 特殊		
	膜構造 建築物 の膜体 、取付 部材等		
膜張力及びケーブル	膜体及び取付部材 の劣化及び損傷の 状況	膜体及び取付部材 の劣化及び損傷の 状況	照明の妨げとなる 物品の放置の状況
必要に応じて双眼鏡	、三年以内に実施し た点検の記録がある 場合にあつては、当 該記録により確認す ることで足りる。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。ただし と。	目視により確認す る。
膜張力又はケーブル張力		膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

(四)	(三)	
-----	-----	--

装置 震層及 び免震 物の免 造建築 免震構 ル張力の状況	等を使用し目視によ り確認する。ただし 、三年以内に実施し た点検の記録がある 場合にあつては、当 該記録により確認す ることで足りる。	等を使用し目視によ り確認する。ただし 、三年以内に実施し た点検の記録がある 場合にあつては、当 該記録により確認す ることで足りる。
上部構造の可動の 装置	免震装置の劣化及 び損傷の状況（免 震装置が可視状態 にある場合に限 る。）	目視により確認する とともに、三年以内 に実施した点検の記 録がある場合にあつ ては、当該記録によ り確認する。
目視により確認す る。	鋼材部分に著しいさび、 腐食等があること。	
上部構造の水平移動に支 持する。		が低下していること。

(六)	(五)	
作物で 又は工 る煙突 に設け 建築物	煙突	避雷設備
化及び損傷の状況	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況
り確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
等があること。	煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること。	避雷針又は避雷導線に腐食、破損又は破断があること。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(七)

高さ六
メートルを超える煙突

付帶金物の劣化及び損傷の状況

必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。

付帶金物に著しいさび、腐食、繫結不良等があること。